

すくすく 子育てクラブ

第101回 パパの子育てで、大切なことは？



◇「共感」すること

子育ては、共同プロジェクト。同じ方向を向いて育てていきましょう。話に耳を傾け、共感することでママの気持ちも楽になります。週末だけ子供と遊んでいいとこ取りの育児をするのではなく、ぐずったり、病気になったり、時には叱ったり、子育ての苦労やつらさを共有してこそ、お互いの信頼関係が育われます。

◆数をこなしてスキルアップ

「習ったことも、やったこともない」と
尻込みせず、育児も家事もとにかく体験し
てみるのがとても大切です。1週間の育

休でも、取らないよりは取った方がいいです。ミルク作りや授乳後のゲップのお世話、オムツ替えなどは回数をこなせば、グンと上達します。

◇仕事と子育てのハッピーバランスを模索しよう

「仕事か生活か」のどちらかを取る二者択一ではなく、自分なりのハッピーバランスを考えて、それらが融合して日々の暮らしがスムーズに運ぶよう、マネージメントすることが大切。子供が生まれ、パパになったときが生き方を見直すターニングポイントです！

電気自動車用急速充電器の利用を再開しました

左記道の駅に設置している電気自動車用急速充電器の利用を再開しました。

■再開施設

◆ふるさとセンター大塔

◇熊野古道中辺路

◇奥熊野古道ほんぐう

◇田辺市龍神ごまさんスカイタワー

※紀州備長炭記念公園、龍神（木族館）の設備は撤去となります。

おたふくかぜワクチン接種費用を助成します

1人につき1回助成します。（自己負担金2000円が必要）

本市に住民票がある1歳〜6歳の小学校就学前の方（ただし、既におたふくかぜに罹患りかんしたことがある方は、接種対象となりません。）助成を希望される方は、左記又は各行政局住民福祉課（23ページ参照）へお問い合わせください。

閩健康増進課 母子保健係（市民総合センター2階）

0739 (26) 4901

5月の納税等

■市県民税 給与特別徴収…4月徴収分

■軽自動車税 種別割…全期分

※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

市の人口
令和4年3月末現在

人口 男 33,110 人 (-148)
女 37,304 人 (-170)
計 70,414 人 (-318)

世帯数 35,003 世帯 (-22)

※ () 内は前月比

3 月の出生 男 20 人 女 18 人

里親巡回パネル展と相談会を開催します

県内では、約400人の子供たちが、様々な事情で家族と離れて暮らしています。そうした子供たちを自分の家族に迎え、共に過ごしてくださる制度、それが「里親」です。里親制度の概要や里親になるまでの流れなどをパネルで紹介します。

また、里親相談会も左記日時で開催します。希望の方はお気軽にご連絡ください。

■展示期間

5月23日(月)～6月6日(月)

■相談日時

6月3日(金) 14時～16時

場新庄公民館

問里親支援センターほつと
☎0739(34)2735

 <https://www.wfi.or.jp/hot>

住宅耐震診断費用等を補助します

【耐震診断・耐震改修工事等】
図次の要件を満たす住宅にお住まいの方

- ◇平成12年5月31日以前に着工（非木造住宅の場合は昭和56年5月31日以前に着工）
- ◇2階建以下
- ◇延べ面積200㎡以下
- ◇専用住宅・併用住宅

■補助金額

- ◇木造住宅の耐震診断費用は無料
- ◇非木造住宅耐震診断補助金 上限8万9000円
- ◇耐震改修工事補助金（現地建替えを含む） 上限116万6000円
- ◇耐震シェルター・耐震ベッドの補助金 上限26万6000円

■募集件数「先着」

- ◇耐震診断 200件
- ◇耐震改修工事補助（現地建替えを含む） 45件
- ◇耐震シェルター・耐震ベッド購入・設置補助 1件

【がけ地近接等危険住宅移転事業】
図金融機関より借入れを行い、土砂災害特別警戒区域等に建つ自己所有の既存住宅を除却し、市内の安全な土地に住宅を建築（購入）

※借入金の子相当額を補助します

■補助金額

- ◇既存住宅の除却等費 上限9万5千円
- ◇既存住宅に代わる住宅の建築（購入）費 上限421万円（建物325万円、土地96万円）

■募集件数「先着」 1件

【共通事項】
図改修着手前に、申込書にご記入の上、左記へお持ちください。申込書は、左記又は各行政局産業建設課（23ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■注意事項

- ◇募集件数は、予算の都合により増減する場合があります。
- ◇補助申請後、工事を完了しない限り補助金は交付されません。
- ◇現地建替えの場合、建替え後の住宅が省エネ基準に適合する必要があるため、事前にご相談ください。
- ◇令和5年3月1日までに事業が完了すること

図建築課 建築係（社会福祉センター1階）
☎0739（26）9935
□ <https://www.tanabe.lg.jp/kenchiku/2018taisinjigyou.html>

自家製梅酒を造る場合はご注意ください

家庭で梅酒を造る際には、酒税法の規定により使用できる酒類等に制限があります。

■使用できる酒類 アルコール分20度以上の酒類

※一般に市販されている清酒やワインは、使用前にアルコール度数を必ずご確認ください。

■使用できる物品 糖類・梅等

■使用できない物品 米・ぶどう（やまぶどうを含む）等

右記以外にも使用できない物品がありますのでご注意ください。

■その他

- ◇自家製梅酒等は、あくまでも自ら飲むことを目的としてのみ認められていますので、他人に提供・販売・譲渡することは禁止されています。
- ◇飲店や旅館等で自家製梅酒等をお客様に提供する場合には、事前に書類の提出が必要となります。

詳しくは、左記へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

図田辺税務署
☎0739（22）1250
□ <https://www.nta.go.jp/index.htm>

斎場使用料の所得制度特例還付・補助金制度について

図田辺市斎場・白浜町斎場・清浄苑の各施設で市内（町内・管内）料金の取扱いを受けた方で、火葬許可申請者の同一世帯全ての世帯員が、住民税非課税かつ生活保護を受けていないこと。

■還付・補助額

- ・12歳以上 1万円
- ・12歳未満 5000円

図火葬を行った日から30日以内に左記へ申請してください。

図環境課 環境対策係（本庁舎2階）
☎0739（26）9927

個別避難計画の作成に伴う訪問調査を実施します

市では、南海トラフ地震や台風等の風水害に備えた避難支援対策を推進しており、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者を対象として、個別避難計画を作成します。

事前に個別避難計画作成のための同意書を提出された方の自宅を、民生委員・児童委員が訪問しますので、調査にご協力ください。

■調査予定時期 5月～9月頃

図福祉課 庶務係（市民総合センター2階）
☎0739（26）4900

大規模な土地取引には国土利用計画法に基づく届出が必要

売買、交換、営業譲渡、代物弁済、地上権や賃借権の設定、譲渡などの土地取引について、法定面積以上の土地であれば、契約の日から2週間以内に届出をする必要があります。

■届出対象となる土地取引

- ◇所有権・地上権・賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定
- ◇対価の授受を伴うもの
- ◇契約（予約を含む）により行うもの

■法定面積（面積要件）

- ◇都市計画区域内 5000㎡以上
- ◇都市計画区域外 1万㎡以上

■届出者 譲受人（権利取得者）

■提出期限 契約後2週間以内（契約日を含む）

提出書類等、詳しくは左記へお問い合わせください。

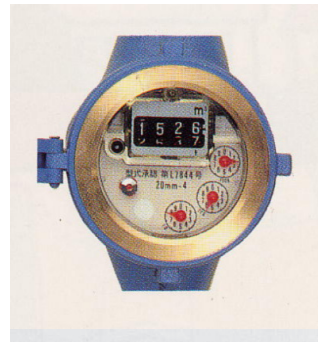
図土地対策課 庶務係（本庁舎第2別館1階）
☎0739（26）9915

有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 告 告
2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

田辺市 LINE 公式アカウント
友だち募集中です♪
友だち登録はこちらから♪

★欲しい情報だけをお届け！ ★市役所のよくある質問を検索！ ★LINE で気軽に相談！



■暮らしに欠かせない水
蛇口をひねると当たり前のように出てくる水、無駄に使っていません。6月1日～7日は水道週間です。暮らしに欠かせない水の大切さをこの機会に考えてみましょう。

これからの季節は水の使用量が増え、7月～8月が最も多くなります。水を大切に使うために、歯磨きや洗顔時には蛇口を閉める、洗車はバケツにためた水を使うなど、身近にできることから、あなたも始めてみましょう。

■漏水に注意しましょう
家庭の水道設備は、皆さんに管理責任がありますので、もし漏水が発生した場合、漏水分の料金は皆さんのご負担となります。このようなことを避けるため、時々点

水を大切に使いましょう

検をしてください。家中の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットマークが回っていれば、漏水している可能性があります。

■水道の修繕等について
市では、漏水など家庭内の水道の修繕を行っています。家庭内の水道の修繕や新増設等の工事は、田辺市指定給水装置工事業者にご依頼ください。詳しくはホームページをご覧ください。

■消火栓の使用等による濁り水について
消火栓の使用や水道管破裂による漏水などがあると、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わり、水道水が赤茶色に濁ることがありますので、飲み水等への使用には十分ご注意ください。通常はしばらく流し続けるときれいになります。濁りが取れないときは、左記へご連絡ください。

■水道部（下記参照）
☎ 0739（24）0011
※時間外
☎ 0739（24）7920
□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/index.html>



第61回全日本花いっぱい田辺大会

第1回 花いっぱい運動

花いっぱい運動の原点は、昭和27年、長野県松本市で当時小学校の教員をされていた小松一三夢先生によって始められた運動で、まだ戦争の影響が残り、人々の心にも余裕が持てない時代の中で「社会を美しく・明るく・住みよくする」、「花を通じて人々の気持ちをより豊かに」との願いが込められています。昭和30年に第1回大会が松本市で開催され、社会を明るく美しくする願いを込めた精神運動の種は、全国、そして世界各地の人々の心に花を咲かせています。

和歌山県内では、平成14年4月に和歌山市（第45回大会兼第5回世界大会）で

開催され、今回の田辺大会で2回目となります。

令和5年3月25日㊥・26日㊦の大会に向け、プレイベントとして、2ページに掲載のキックオフイベントを皮切りに、花に関するコンテストやワークショップなどを開催するほか、各種イベント会場で大会の啓発を行っていきます。

最新情報については、広報たなべ、大会ホームページ、市公式SNSをご覧ください。

□ https://www.city.tanabe.lg.jp/kanri/hanaippai_tanabe/index.html



■大会開催まであと328日(5月1日現在)

花咲かそう！街咲かそう！人咲かそう！

世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業を募集します

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会では、世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用に関する取組を推進するため、地域の自主的な活動を支援します。

■田辺市及びみなべ町に活動拠点のある組織・グループ

■対象事業 世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用を推進する活動

■事業実施期間 補助金交付決定日～令和5年2月28日㊤

■5月9日㊥～20日㊦17時「必着」までに、梅振興室（本庁舎別館2階）へ申請してください。申請書類は、梅振興室で配布するほか、世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」専用サイトから取得できます。

選考方法等、詳しくは左記へお問い合わせください。

■みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会事務局（みなべ町うめ課内）
☎ 0739（33）9310
□ <https://www.giahs-minabetanabe.jp/>

大麻や一部のけしは法律で栽培、所持、使用等が禁止されています

大麻やアツミゲシなどのけしは法律で栽培、所持、使用等が禁止されています。当地域の耕作地や空き地にも自生していることがあり、見付けた場合は、左記へご連絡ください。

■アツミゲシの特徴

- ◇花は花びら4枚で色は薄紫や赤があります。
 - ◇開花期の草丈は50～100cmです。
 - ◇葉、茎、つぼみなどの外観は緑色でよく枝分かれします。
 - ◇毛が多く、つぼみのがく片やつぼみの下の茎は毛で覆われています。
 - ◇葉は互い違いに茎につき、上部の葉は柄がなく、その基部は茎を抱き込むような形をしています。
- 田辺保健所衛生環境課**
☎ 0739（26）7934



主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1 ☎ 0739-22-5300 (代) ☎ 0739-22-5310	■大塔行政局 〒646-1192 鮎川 2567-1 ☎ 0739-48-0301 (代) ☎ 0739-49-0359
■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1 ☎ 0739-26-4900 (代) ☎ 0739-26-4914	■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮 219 ☎ 0735-42-0070 (代) ☎ 0735-42-0239
■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西 376 ☎ 0739-78-0111 (代) ☎ 0739-78-0116	■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目 18-1 ☎ 0739-24-0011 (代) ☎ 0739-24-7910
■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川 396-1 ☎ 0739-64-0500 (代) ☎ 0739-64-0966	■市ごみ処理場 〒646-0053 元町 2291-6 ☎ 0739-24-6218 (代) ☎ 0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド
☎ 0120-963-910
※防災行政無線を確認する電話案内サービスです。

■救急安心センター ☎ #7119
※つながりにくい場合は、市消防本部（☎ 0739-22-0119）へご連絡ください。

休日急患診療

■田辺広域休日急患診療所（市民総合センター玄関右側）
■内科・小児科系、歯科の応急診療
■日時 ㊥ 9時～11時30分、13時～16時
（※小児科のみ、㊥ 18時～21時30分も診療を行っています。）
☎ 0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド「Q助」